

役員等の報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）の定款第31条の規定に基づき、理事、監事、委員会委員等（以下「役員等」という）に支給する報酬等（報酬、賞与その他の手当、退職手当をいう。以下同じ。）の支給に関する基準を定めることを目的とする。

(役員等の報酬等)

第2条 役員等の報酬等とは、協会が役員等に対し、役員等としての職務の執行の対価として支払うものをいう。

(報酬等の種類)

第3条 役員等の報酬は、役員等が職務に携わった時間に応じて支給する時間額とする。

2 賞与その他の手当では支給しないものとする。

3 退職手当は支給しないものとする。

(報酬の基準額)

第4条 役員等の報酬の額は、一時間あたり1,300円とする。

2 前項にかかわらず、定款第26条ただし書きに基づき選任された理事及び監事の報酬の額は、次のとおりとする。

一 理事及び監事 会議一回につき10,000円。

二 監事 監査会(中間監査、本監査)につき20,000円。

(報酬の支給)

第5条 前条第1項の役員等の報酬は、職務の執行の実績に応じ次条の計算方法により算定して、各月末締の翌月15日に振込みにより支給する。ただし、その日が休日にあたる場合は、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

2 報酬に関しては、源泉徴収を行うものとする。

(報酬の計算)

第6条 役員等の職務に携わった時間は、会議その他の職務の執行の開始時間からその終了時間に応じた1時間単位に換算するものとする。この場合において、1時間に満たない時間がある場合は、30分未満は切り捨てとし30分以上は繰り上げて計算するものとする。ただし、合計時間が30分に満たない場合は、1時間に換算するものとする。

2 前項の計算に際して、職務の開始から終了するまでの間に、休憩時間（午後0時～午後1時）が含まれる場合は、その時間は、合計時間から控除するものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会の設立の登記の日から施行する。